

<自営業者・内職の方へ>

本人、または親族経営（株式・有限会社等の法人は除く）の方は、就労証明書に併せて、当証明書の提出が必要となります。記入漏れが無いようお願いいたします。

なお、訂正がある場合は、修正液等は使用せず、二重線により訂正してください。

就 労 状 況 証 明 書

施 設 名	
入 所 児 童 名	

大 磯 町 長 殿

年 月 日

下記の事項について、事実と相違がないことを証明します。

事 業 主 住 所

事 業 主

一週間の就労の様子

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
6時							
7時							
8時							
9時							
10時							
11時							
12時							
13時							
14時							
15時							
16時							
17時							
18時							
19時							
20時							

注意事項

①本人、または親族経営の方は、本証明書と併せて「自営を証明するもの」（営業許可書・開業届等）または「収入を証明するもの」（直近の確定申告書）の写しがいずれか最低1枚必要となります。確定申告は、税務署受付印のあるものを提出してください。

②就労状況を確認するため、申請月の直近3か月以内に行った「就労内容が分かる書類」（契約書・納品書等）の写しが最低1枚必要となります。

※父母ともに自営の保育要件で入所を希望される場合は、**父母ともに就労証明書・就労状況証明書が必要です。**

※記入漏れや内容について疑義がある場合は、電話でのお問い合わせや、就労内容がわかる書類等を提出していただく可能性があります。就労内容がわかる書類の提出依頼を行った場合、直近1か月以内に行った「就労内容がわかる書類」を提出していただきます。特別な理由等が無く、提出ができない場合は、認定を取り消す可能性がありますので御承知おきください。

※起業の準備等の場合は、求職活動要件（起業の準備の場合も含めています）で申請し、起業後、就労要件に変更申請を行ってください。

<自営業者・内職の方へ>

本人、または親族経営（株式・有限会社等の法人は除く）の方は、就労証明書に併せて、当証明書の提出が必要となります。記入漏れが無いようお願いいたします。

なお、訂正がある場合は、修正液等は使用せず、二重線により訂正してください。

就 労 状 況 証 明 書

施 設 名	
入 所 児 童 名	大磯 夢太郎
	大磯 空子
	大磯 陸太郎

大 磯 町 長 殿

令和 6 年 10 月 19 日

下記の事項について、事実と相違がないことを証明します。

事業主住所 大磯町東小磯183番地

事業主 大磯 浜子

一週間の就労の様子

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
6時							
7時		パンの製造・販売	火曜日と同様のスケジュール	火曜日と同様のスケジュール	火曜日と同様のスケジュール	火曜日と同様のスケジュール	休み
8時							
9時							
10時							
11時	休み						
12時		休憩					
13時		パンの製造・販売					
14時							
15時							
16時		片づけ・事務作業					
17時							
18時							
19時							
20時							

注意事項

①本人、または親族経営の方は、本証明書と併せて「自営を証明するもの」（営業許可書・開業届等）または「収入を証明するもの」（直近の確定申告書）の写しがいずれか最低1枚必要となります。確定申告は、税務署受付印のあるものを提出してください。

②就労状況を確認するため、申請月の直近3か月以内に行った「就労内容が分かる書類」（契約書・納品書等）の写しが最低1枚必要となります。

※父母ともに自営の保育要件で入所を希望される場合は、父母ともに就労証明書・就労状況証明書が必要です。

※記入漏れや内容について疑義がある場合は、電話でのお問い合わせや、就労内容がわかる書類等を提出していただく可能性があります。就労内容がわかる書類の提出依頼を行った場合、直近1か月以内に行った「就労内容がわかる書類」を提出していただきます。特別な理由等が無く、提出ができない場合は、認定を取り消す可能性がありますので御承知おきください。

※起業の準備等の場合は、求職活動要件（起業の準備の場合も含めています）で申請し、起業後、就労要件に変更申請を行ってください。